

# つくば市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2021

## 1 目的

つくば市耐震改修促進計画(以下「促進計画」という。)に定めた目標達成に向け、住宅所有者に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、つくば市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るための事業実施を目標に掲げるとともに、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、取組の充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置づけ

アクションプログラムは、促進計画「第4章 耐震診断・改修の促進を図るための施策」に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定する。

## 4 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、毎年度取組内容の検証、見直しを行う。

アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況については、市のホームページで公表する。

## 3 取組内容・目標・実績

### 令和3年度(2021年度)目標

- ・ 木造住宅の耐震診断士派遣事業を実施 URL:<https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/oshirase/1004776.html>
- ・ 木造住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施 URL:<https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/oshirase/1004780.html>

### 令和3年度(2021年度)取組内容

- 計  
画
- 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
    - ・ 令和3年度(2021年度)は区会内の住宅所有者に対して啓発用のチラシを配布。
    - ・ 令和7年度(2025年度)までに区会内の対象住宅全戸に継続的に実施。
  - 耐震診断士派遣事業利用者に対する耐震化促進
    - ・ 耐震診断結果報告時に補助制度の案内を配布する等により耐震改修を促す。
    - ・ 耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等の方法により耐震改修を促す。
  - 改修事業者の技術力向上等
    - ・ 県で実施する茨城県木造住宅耐震診断士要請講習会において補助事業のPR等を実施する。
    - ・ 茨城県木造住宅耐震診断士要請講習会の受講者名簿をHPで公表する。
  - 市民への周知普及
    - ・ 広報誌等を通じて耐震改修の必要性について周知する。
    - ・ 年一回、一般の住民を対象とした市主催のイベントに出展し、ブースの展示を行う。
    - ・ 耐震化支援補助制度のパンフレットやチラシを作成して窓口で配布する。

自己評価

### 令和2年度(2020年度)の耐震改修促進計画に関する取組

- ・ 木造住宅耐震診断士派遣。申込件数 4件
- ・ 啓発用のチラシを区会内に回覧。無料相談希望者の申込件数 27件

### 課題及び改善策

令和3年度からのアクションプログラムに取り組む。